



栃木県公報

令和 8 (2026) 年
10 月 1 日 (木)
号 外
第 49 号

目 次

告 示

○特定収納事務に係る歳入等..... 1

告 示

栃木県告示第465号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の7第2項の規定により、次の歳入等の収納の事務（以下「特定収納事務」という。）を地方税共同機構に行わせることとしたので、同条第3項の規定により告示する。

令和 8 （2026） 年10月 1 日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 特定収納事務を地方税共同機構に行わせることとした日
令和 8 （2026） 年10月 1 日
- 2 特定収納事務に係る歳入等
 - (1) 分担金
 - (2) 負担金
 - (3) 使用料
 - (4) 手数料
 - (5) 財産収入
 - (6) 寄附金
 - (7) 諸収入
 - (8) 県債
 - (9) 保管金（地方自治法第235条の4第3項の歳入歳出外現金をいう。）

（会計局会計管理課）